

京都市告示第389号

市会の議決を経て、指定管理者を次のように指定しました。

平成23年1月19日

京都市長 門川 大作

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
京都市男女共同参画センター	京都市中京区東洞院通六角下る 御射山町262番地 財団法人京都市女性協会	平成23年 4月1日から平成27 年3月31 日まで
京都市北青少年活動センター，京都市中京青少年活動センター，京都市東山青少年活動センター，京都市山科青少年活動センター，京都市下京青少年活動センター，京都市南青少年活動センター，京都市伏見青少年活動センター	京都市中京区東洞院通六角下る 御射山町262番地 財団法人京都市ユースサービス協会	同上

(文化市民局共同参画社会推進部男女共同参画推進課)